

3月1日(火)～3月7日(月) 春の全国火災予防運動

全国統一防火標語

おうち時間 家族で点検 火の始末

住宅防火 いのちを守る 10のポイント
- 4つの習慣・6つの対策 -

4つの習慣

- 寝たばこは、絶対にしない、させない
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- こんろを使う時は火のそばを離れない
- コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

鳴りますか？ 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器を点検し
警報音を確認しましょう。



問 比企広域消防本部
予防課 ☎ 23-2268

広報ときがわ令和3年4月号が 埼玉県で1位になりました

この度、「広報ときがわ令和3年4月号」が、「令和4年全国広報コンクール埼玉県審査」の「広報紙・町村部」において、特選(1位)に選ばれました。今後、埼玉県推薦作品として、全国広報コンクールに出品されます。



問 総務課 ☎ 65-0401

戸籍や住民票の不正取得防止に 本人通知制度をご利用ください

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本等を「代理人」や「第三者」の請求により交付されたとき、事前に登録した本人に交付の事実を通知する制度です。委任状の偽造や身元調査などを目的とした住民票等の不正取得の早期発見や不正取得の抑制につながります。

登録できる方

町の住民基本台帳に記載されている方、または戸籍に記載されている方

登録に必要なもの

①登録申請書 ②本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等) ③代理人の場合は、本人からの委任状及び代理人の本人確認書類

※登録申請書は役場町民課に備えています。
町HPからダウンロードもできます。

通知の方法

登録された本人(法定代理人の場合は代理人)宛に次の内容を封書で送付します。

①交付年月日 ②交付した証明書の種別 ③交付した通数又は件数 ④請求者の種別(代理人または第三者)

※請求者の氏名、住所は通知されません。

※裁判及び紛争に関わるもので特定事務受任者(弁護士・司法書士等)が請求した場合、または公用による請求は通知されません。

問 町民課 ☎ 65-0812

ときがわ町市民農園の 利用者を募集しています

町では、気軽に農業体験をできる施設として奥畑ふるさと農園(大字西平)を運営しています。町内外問わずどなたでも利用できます。緑と清流に囲まれた農園で、野菜を育ててみませんか。

利用料 | 1区画につき年間11,000円
(年度途中からの場合は月割り計算)

利用期間 | 利用開始～令和5年3月31日
(5年まで更新可)

利用区画 | 1区画50㎡(最大3区画まで)

空き区画 | 11区画(1月末現在)

問 産業観光課 ☎ 65-1532

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給します。

住民税非課税世帯

対象者 ▶ 基準日(令和3年12月10日)時点できがわ町に住民登録があり、世帯全員が令和3年度住民税均等割非課税である世帯

申請方法 ▶ 2月下旬に、対象の可能性のある世帯に町から「確認書」を郵送します。確認書を福祉課窓口または郵送にてご提出ください。

※「確認書」は発行日より3か月以内にご返送ください。ご返送がない場合本給付金は支給されません。

支給額 ▶ 1世帯10万円

家計急変世帯

対象者 ▶ 令和3年度の住民税課税世帯のうち、新型コロナウイルスの影響を受けて、令和3年1月以降家計が急変し、世帯全員が住民税均等割非課税相当額となった世帯

申請方法 ▶ 福祉課窓口にて申請書を配布します。令和3年1月から令和4年9月までのうち、世帯員全員それぞれの任意の1か月の収入を12倍し、その額が非課税水準以下になる場合は、申請書・収入がわかる書類を福祉課窓口にご提出ください。非課税相当額については、下記の表の家族構成例より該当の金額をご確認ください。

※申請期間は令和4年3月1日から9月30日までです。

支給額 ▶ 1世帯10万円

非課税相当限度額表

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または 扶養家族がない場合	930,000	380,000
配偶者・扶養家族(計1名)を 扶養している場合	1,378,000	828,000
配偶者・扶養家族(計2名)を 扶養している場合	1,680,000	1,108,000
配偶者・扶養家族(計3名)を 扶養している場合	2,097,000	1,388,000
配偶者・扶養家族(計4名)を 扶養している場合	2,497,000	1,668,000
障害者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,000	1,350,000

※令和3年度の住民税未申告者の方がいる世帯については、3月16日付で通知を郵送します。内容をご確認ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問 福祉課 ☎ 65-0813